

# 民法の成年年齢引下げの是非についての意見書

2008年10月21日  
日本弁護士連合会

## 第1 意見の趣旨

民法の成年年齢を引下げることについては、若年者の自己決定権が早期に実現するなどの点では積極的意義も認められるが、以下の理由から、現時点での引下げには慎重であるべきである。

- 1 成年年齢を引下げることにより、18歳、19歳を被害者とする消費者被害の拡大が予想されるが、現状ではこれに対する適切・有効な対策が見いだせない。
- 2 民法の成年年齢引下げによる少年法、児童福祉法等の他法への現実的な影響を無視できず、この点を十分考慮せずに民法の成年年齢のみを切り離して引下げるのは適切でない。
- 3 日本社会において、何歳以上を「成年」として扱っていくのかについては、現在国民的なコンセンサスが成り立っていると言えない状態である以上、十分な国民的議論を踏まえた上で慎重に検討・判断すべきである。
- 4 民法の成年年齢を引下げるには、以下の条件ないしは準備が必要である。
  - (1) 高校生までの教育課程で十分な法教育および消費者教育を実施すると同時に、若年成年者に対する消費者保護の法制度を整備すること
  - (2) 刑事手続に関して、現行少年法と同様の若年成年者に対する保護主義に基づく法制度を整備すること
  - (3) 子が20歳に達するまでの親の養育費負担の義務化等、若年成年者が社会的自立を果たすために必要な法制度あるいは法運用を整備すること

## 第2 意見の理由

### 1 はじめに

(1) ア 未成年者であっても、人として、成人と同様の基本的人権を有していることはいうまでもない。しかし、現在の日本社会においては、いじめ、体罰、児童虐待等、子どもの人権が十分に保障されているとは言えない状況があり、また、子どもの意見表明権、自己決定権が十分に尊重されているとも言い難い。

特に、中学卒業や高校卒業を機に働いている10代後半の子どもたちにとっては、成人と同様に社会生活を営み、納税の義務を果たしながら、選挙権を持たないばかりか、未成年者として扱われる結果、居宅の賃貸借契約や携帯電話の利用契約等の生活上不可欠な契約行為にも親権者の同意が必要とされており、たとえ親権者が適切に親権を行使してくれるとしても、自己決定権が阻害されている面は否定できない。

さらに、親からの虐待を逃れて自立をはかろうとする子どもたちにとっては、親権が壁となって、自立をいっそう困難にしている事例も事欠かない。

このような状況をみると、民法の成年年齢を引下げるとは、10代後半の子ども意見表明権、自己決定権を早期に実現する点において、積極的に評価できる面がある。

イ また、高度に複雑化、多様化した現代社会においては、20歳でさえ十分な社会的判断能力を身につけることは容易ではない。

そこで、成年年齢を18歳に引下げることにより大人としての自覚を促しつつ、これを機に、若年成人に対する十分な社会的保護制度を創設することによって、早期に自立可能な大人としての社会的処遇を受けることが、結局、本人の利益ともなると考えられる。

ウ 加えて、国際的にも、欧米諸国やロシア、中国、オーストラリア等の多くの国が18歳を私法上の成年年齢としている。その結果、日本の18歳、19歳の若者が、留学等により18歳成年の国で生活すると、海外では大人として扱われ、日本に帰国すると子どもとして扱われることに違和感を感じるという。

このように18歳を私法上の成年とすることは国際的な潮流でもあり、国際社会に適合する法制度を実現する観点からは、民法の成年年齢引下げには、意義のある面がある。

(2) しかしながら、日本における若年をめぐる法制度等の現状を直視するならば、以下に述べる理由から、現時点での引下げには慎重であるべきである。

2 消費者被害の拡大が予想され、これに対する適切・有効な対策が見いだせないこと

(1) 現状認識

近年、携帯電話やインターネットの普及により、若年者が高額の商品を購入したり、サービスを受けたりする機会は、以前よりも格段に増加している。高校生が宝石店をウロウロしていれば、不審な目で見られるであろう。また、高額な宝石を買おうとしても、支払ができなければ買うことができないし、逆に多額の現金を持っていれば怪しまれるであろう。しかし、携帯電話やインターネットのサイトでは、若年であろうと、未成年者であろうと、高額の商品やサービスの提供を受ける機会に簡単に遭遇する。不審な目で見られることもなく、高額なサービスの提供も拒絶されず、むしろ、必要もないのに積極的にサービスの提供を受けてしまい、不当に高額な対価を要求されることもある。

他方で、後述するとおり、現在の学校教育の中で実施されている消費者教育は質・量ともに極めて不十分である。携帯電話やインターネットの使い方は、教師よりもむしろ生徒の方が詳しいくらいであるが、消費者教育については、近い将来、確実に普及するとの見通しも立っておらず、若年者が消費者トラブルに巻き込まれるケースは今後ますます増加するおそれが高い。

国民生活センターによれば、全国の消費生活センターに寄せられた消費者トラブルの相談件数のうち、契約当事者が18歳から22歳までの若年者のものについてみた場合に、過去6年間、いずれの年においても20歳の契約当事者の相談が突出して多いとの調査結果が出ている。ある関西の大学では、20歳になった途端にマルチの勧誘が増え、相談が急増するといった実状が確認されている。

こうした調査結果や実状は、10代の間は消費者被害にあうことが少なかった消費者が、20歳の成人に達した途端に、消費者被害を受ける機会が多くなっていることを示している。消費者が未成年の間は、未成年者取消権の行使があるので、事業者としても契約の勧誘を差し控えているが、成人になって未成年者取消権の行使ということがなくなると、それに乗じて悪質事業者が盛んに勧誘を開始するという社会実態が存在し、それに伴って消費者被

害も激増するという相関関係が存在することが読み取れる。したがって、仮に成年年齢が18歳に引下げられた場合には、18～19歳の消費者に対する契約の勧誘が激増し、この年代が悪質業者の格好のターゲットとされ、消費者トラブルの被害に遭うことは明らかである。

また、マルチ商法等の連鎖的な被害を巻き起こす消費者被害にあっては、現在も大学や専門学校内で瞬く間に被害が拡大するケースがみられるが、成年年齢が18歳となった場合には、高等学校の中でも同様の被害が生じる可能性が少なくない。その場合に、18歳の誕生日を迎えた3年生のみが未成年者取消権を行使できず、十分な救済を受けられないという事態も考えられ、大きな社会問題にもなりかねない。それだけでなく、18歳、19歳の若年層が悪質業者に利用され、消費者トラブルの被害者であるとともに、加害者の立場に立たされることも危惧される。

さらに、現在の日本の状況は、核家族化・少子化の下、社会経済の高度化、複雑化の中で、高学歴化し、大学、短大、専門学校への進学者が増加し、経済的のみならず、精神的にも社会的にも一人前と評価される時期は、むしろ遅くなっているという意見がある。

以上のとおりで、民法の成年年齢を18歳に引下げるとは、消費生活上の自律的判断が十分できない若年層に対する法的救済の範囲を縮小することに直結するものである。

## (2) 適切・有効な対策が見いだせないこと

### ア 消費者教育

仮に、民法の成年年齢を引下げるとした場合に、18歳や19歳の者が消費者被害にあわないようにするには、各年代に応じて、契約や消費者の権利に関する知識や情報を提供する、いわゆる消費者教育を、特に学校教育の中で十分に行うことが必要である。しかし、現時点での消費者教育は、質・量ともに極めて不十分である。

消費者教育については、2004年6月に制定された「消費者基本法」は、その基本理念として、「消費者に対し必要な情報及び教育の機会が提供されなければならない」（同法2条1項）と規定し、「国は、消費者の自立を支援するため、消費生活に関する知識の普及及び情報の提供等消費者に対する啓発活動を推進するとともに、消費者が生涯にわたって消費生活について学習する機会があまねく求められている状況にかんがみ、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて消費生活に関する教育を充実する等必要な施

策を講ずるものとする。」（同法17条1項）とし、消費者教育に関する施策を講ずる責務が国にあることを明確化した。これを受けて2005年4月に定められた「消費者基本計画」では、「消費者の自立のための基盤整備」の課題の1つとして、「消費者教育を受けられる機会の充実」を挙げ、具体的な施策も明記している。これによって、学校教育の中での消費者教育の推進が強く期待された。

しかし、学校教育の中に消費者教育を取り入れるためには、いくつかの難しい問題がある。まず、現実としての最大の問題は、学習指導要領である。現在の学校教育は、学習指導要領に基づいて行われているので、これに盛り込まれていない事項は、たとえ必要性があったとしても学校教育の対象とならない。本年3月28日に幼稚園から中学校までの新学習指導要領が告示されたが、消費者教育について十分な内容が盛り込まれたとは言い難い。

また、授業時間数の不足の問題もある。現在の学習指導要領では消費者教育は、社会科の公民科と家庭科の中で行われている。しかし、これらの科目は絶対的な時間数が不足し、その中で消費者教育に当てられる時間は極めて限られているというのが実態である。その他、十分な消費者教育を学校で行うには、教員に対する研修、消費者問題の専門家との交流、教材の頒布などが必要であるが、現状ではこれらが十分に実現できていない。学校教育の中で広く消費者教育を普及、実現するための活動は、まだ緒に就いたばかりである。

そもそも消費者教育は、消費者問題解決のために消費者被害救済と対をなす、もう1つの柱として位置づけられる極めて重要なものであり、消費者教育の充実は、本来、成年年齢の引下げ問題とは関係なく、必要不可欠なものとして推進されなければならないものである。

しかしながら、上記のような消費者教育の現状は、これからその消費者教育を担う人材の育成と教育改革を行う必要があることについて共通認識が形成されつつある段階にとどまっており、その成果が結実するまでには、今後十年単位での消費者教育活動の積み重ねが必要である。

#### イ 若年成年者保護のための法制度

また、悪質業者の取り締まりによる若年者の消費者被害防止・救済策の充実も、適切・有効な対策となり得ない。そもそも悪質業者の取り締まりは、現実には消費者被害が発生した後に、法律を整備し（立法対応あるいは通達による運用）改善すること（行政対応）によってしか実現され得ず、どうし

でも事実後追い型になってしまうからである。他方で、消費者問題における司法的救済は、あくまで個別的・事後的救済にとどまり、限定的な効果しか発揮し得ない。

立法や行政においてどれほど悪質業者の取り締まりを強化し、法違反に対する厳罰化を実施したとしても、全ての悪質業者の取り締まりを実効的に行うことは不可能である。

このようにみると、未成年者取消権制度以上に強力な救済効果が得られる法制度は考えにくい。

さらに、仮に、民法の成年年齢を引下げるとした場合に、18歳や19歳の者が受けた消費者被害から救済されるようにするには、成年年齢の問題とは別にこの年代の者に対する勧誘の規制を行うことや、この年代の者にだけ契約の取消権ないし解除権を付与することも考えられなくはない。

しかし、現在の未成年者取消権制度は、さきにみたように、既に若年者の消費者被害を救済する役割とともに悪質業者に対する抑止力の役割をも果たしているという社会事実が存在している。こうした社会事実を踏まえると、新たに付与される取消権又は解除権が少なくとも現行制度と同程度の消費者被害救済の手段が必要であるということになるが、ということは、結局は、18歳、19歳の行為能力を否定するに等しいことになる。

以上のとおり、現状では、民法の成年年齢を引下げた上で、若年者の消費者被害を防ぐ適切・有効な対策は見いだせないと言わざるを得ない。

### 3 民法の成年年齢引下げによる他法への影響を無視できないこと

(1) 本年2月13日に法務大臣から法制審議会に「若年者の精神的成熟度及び若年者の保護の在り方の観点から、民法の定める成年年齢を引下げるべきか否か等について御意見を承りたい。」との諮問(諮問第84号)がなされた。

これに基づき、審議会は、民法成年年齢部会を設置し、同部会において、民法のみの観点から、成年年齢引下げの是非を議論している。

(2) しかしながら、日本の法規で明文により「成年年齢」を直接に定めているのは、民法3条のみである。国内最高法規である憲法ですら、15条3項において「成年者による普通選挙」を保障しているが、何歳以上を「成年者」とするのかについては触れられておらず、公職選挙法9条によって「年齢満20年以上の者」に選挙権を認めているにすぎない。

すなわち、民法の成年年齢は、単に民法が規定している行為能力や親権の

問題だけに止まらず、日本社会が、いったい何歳からを「成年」として扱っていくのかという点の基本的定めであって、社会制度、法制度全般に極めて大きな影響を与えている。

民法の「成年」年齢が改訂されれば、医師法3条、宅地建物取引業法15条、特許法7条等の「成年」を条文上用いた法令はもちろん、少年法2条、国民年金法7条、未成年者飲酒禁止法1条等の民法の成年を基準に具体的な年齢を規定している法令にも影響を与えることは必至である。

また、児童福祉法31条等の、措置年齢を18歳を基準としつつ20歳までの延長を認めている法令にも影響が及ぶであろう。

したがって、民法の成年年齢引下げの是非を検討するにあたっては、民法のみを検討するのではなく、他法に与える影響も広く検討の対象とすべきである。

- (3) なお、そもそも上記諮問は、日本国憲法の改正手続に関する法律附則3条1項の「国民投票法が施行されるまでの間、18歳以上の者が国政選挙に参加することができること等となるよう、民法その他の法令について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずることとする。」との規定に基づいて出されたものである。また、日弁連は、同法の立法段階において、「現在、選挙権も18歳以上の者に認めるのが世界の趨勢であること、憲法改正の効果は将来に現れるものであることを考えるならば、出来るかぎり若年層にも投票権を認めるべきであり、18歳以上の者に投票権を認めるべきである。」との意見書を作成公表している。

しかし、憲法15条3項の「成年者」と民法の成年年齢が一致すべきものであるか否かについては、憲法の解釈論上学説の一致をみていない上、仮に両者が一致するとの立場に立ったとしても、憲法は、成年者による普通選挙を保障しているだけであって、法律によって未成年者に選挙権を付与する選挙制度を否定するものではない。

したがって、日本国憲法の改正手続に関する法律3条の投票権者や公職選挙法9条の選挙権者の年齢と民法の成年年齢を一致させる必要は必ずしもない。

#### 4 十分な国民的議論を踏まえた上で慎重に検討・判断すべきこと

##### (1) 国民の意識

内閣府は、平成20年7月、「民法の成年年齢の引下げについての国民の

意識を把握し、今後の施策の参考とする。」ことを目的とした世論調査を行った。その結果によると、契約を一人でできる年齢を18歳にすることの賛否、親権に服する年齢を18歳にすることの賛否のいずれについても、反対が約70%を占めており、賛成を大きく上回っている。

反対の理由としては、どちらの問いに対しても、「経済的に親に依存しているから」「自分がしたことについて自分で責任をとることができないから」「自分自身で判断する能力が不十分であるから」という3つが上位を占めている。

このことから明らかなとおり、国民の意識は、現行法の20歳成年を是としており、成年年齢を18歳に下げることには否定的である。

## (2) 当連合会内の意見

当連合会が、民法の成年年齢の引下げの可否について、関連委員会および単位会に意見照会した結果、成年年齢を引下げる積極的な意義が見いだせない、国民投票法や公職選挙法と私法上の成人を一致させる必要はない、消費者被害の増加、少年法への影響等を理由とする反対の意見が多かった。

また、世界の趨勢や消費者被害に対しては法教育の充実と消費者契約法などの取引法で対処すればよいとする賛成や条件付賛成の意見もある一方で、意見の一致をみない関連委員会および単位会も多かった。

以上のとおり、当連合会内でも、引下げの是非については、未だこれを是とする意見は形成されていない。

## (3) 若年成年者の社会的自立が十分でないこと

現在日本の社会では、20歳を超えて成人となっても、社会的自立が難しい状況がある。

すなわち、平成15年12月に政府の青少年育成推進本部がまとめた青少年育成施策大綱は、「青少年育成施策を、おおむね30歳未満の者を対象として各年齢期に応じて推進する」としており、30歳未満の者に対する社会的自立の支援の必要性等を指摘している。同大綱は、社会の変化が「新たに大きな問題として若者の社会的自立の遅れを生じさせている」として、20歳を超えても社会的自立をはたせないのが日本の現状であるとの認識に立っている。

また、前述の世論調査でも、養子をとることができる年齢に関する意識調査では、34.8%が現在の20歳よりも引き上げるべきであるとの意見を



有しており、「子育てに関する知識・理解が不十分であるから」（78.0%）、「自分自身で判断する能力が不十分であるから」（48.9%）、「自分がしたことについて自分で責任をとることができないから」（48.0%）などを理由としている。

こうした現状認識は、現在は、20歳を超えても社会的自立を果たせていない者が多いというのが社会認識であることを示しており、少なくとも、現時点において、18歳、19歳に成年年齢を引下げる理由は乏しいことを示していると言わざるをえない。

## 5 引下げにあたっては、以下の条件ないし準備が必要であること

- (1) 消費者被害の拡大を防ぐために、高校生までの課程で十分な法教育および消費者教育を実施すること、若年成年者保護のための法制度を整備することが必要である。

前述のとおり(2(2)ア)、この点については、現時点で、有効・適切な法制度が観念できてないが、仮に引下げるのであれば、十分な法教育および消費者教育と若年成年者保護のための法制度の整備が不可欠である。

なお、繰り返しになるが、法制度の整備にあたっては、現在の保護を実質的に後退させるようなことがあってはならない。

- (2) 刑事手続に関して、現行少年法と同様の若年成年者に対する保護主義に基づく法制度を整備すること

### ア 民法の「成年年齢」が引下げられた場合の影響

少年法の理念である子どもの「可塑性」は、18歳、19歳にもあてはまるものであり、本来、民法の成年年齢にかかわらず、少年法の適用年齢は20歳未満までを対象とするべきである。

しかしながら、民法の成年年齢が18歳に引下げられた場合には、少年法の適用年齢も18歳未満にするべきであるとの世論が出てくることは容易に予想されるところである。また、諸外国の例でも(法制審参考資料2)、ポルトガルと韓国を除くほとんどの国が私法上の成人と刑事手続において少年として扱われなくなる年齢とは一致しているか、私法上の成人の方が年齢が高いことから、民法の成年年齢が引下げられた場合、遅くとも数年後には少年法の適用年齢(少年法2条)が引下げられることは明白である。

また、仮に、少年法2条の改正がなされなかったとしても、18歳、19歳の少年について、成年であることを主な理由とする少年法20条1項の検

察官送致が急激に増えることも十分に予想される。

そして、少年法の適用年齢が18歳未満に引下げられた場合には、以下のような弊害が生じる。

- (ア) 現在の検察庁の被疑少年の取扱いのうち、いわゆる年長少年が全体の約40%を占めている。少年法はいわゆる全件送致主義をとっているため、これらの少年は嫌疑がないか、嫌疑が不十分であるといった事情がない限り、すべて家庭裁判所に送致されている。仮に少年法上の成人年齢が18歳と変更されると、被疑少年の約40%を占める年長少年の一部は起訴猶予となり、一部は刑事裁判所に起訴されることとなる。
- (イ) 家庭裁判所に送致された一般保護事件のうち約30%を年長少年が占めている。少年法の適用年齢が18歳未満となると、これまで家庭裁判所が審理していた約30%の少年について、これまでとは異なる措置を受けることになる。
- (ウ) 少年院送致となった少年の約40%、保護観察となった少年の約30%を年長少年が占めている。また、年長少年で不処分となった者のうち2831件、不開始処分となった者のうち6710件が保護的措置を受けている。

こうした年長少年に対し、少年法の適用がなくなることによって、保護的措置を講じて不開始不処分となっていた年長少年への関わりがなくなる。不処分、不開始となっていたほとんどの少年は、刑事裁判になることなく、起訴猶予処分になることが予測される。ところで、一般保護時事件で、不処分、不開始となった年長少年のうち9541件は、家庭裁判所が一定の更生のための働きかけ(保護的措置)を行った上で、不開始・不処分となっているが、これらの少年は、起訴猶予処分となって、何らの働きかけもされないままになってしまう。

また、保護観察となっていた少年に対しても、更生のための関わりがなくなる。保護観察となっていた年長少年のうちそのほとんどが、おそらく起訴猶予となるか、起訴されても執行猶予となると思われる。一般保護事件について、年長少年の事件のうち4655件が保護観察となっている。保護観察においては、保護観察官や保護司が少年と面会をしたり、様々な相談にのったり、非行から立ち直るための生活環境の調整等を行うが、これまでこのような形で支援を得ていた少年について、起訴猶予または執行猶予になると、このような更生のための支援を全く受けなくなってしまう。

さらに、保護観察処分となった少年については、これまでは家庭裁判所の

審理がなされていたのであるから、少年鑑別所において様々な資質の調査を行い、家裁でも非行に至る背景を分析し、審判に向けて少年本人や家族に対し、一定の働きかけを行っていた。起訴猶予処分となった場合に、このような働きかけを受けないことはもちろん、刑事裁判となった場合も、犯罪を行った背景や被告人の性格に深く立ち入ることは予定されていない。

再犯を防ぐ処方箋さえ示されず、「次に事件を起こせば実刑になる」という威嚇だけの下で社会に戻されるのである。これでは、むしろ再犯を増加させるような施策である。

(エ) 少年院に送致された年長少年について、罪名別に成人の起訴率、成人の執行猶予率を単純に乗じて、不起訴、執行猶予になる少年の実数を予測したところ、現行制度下で少年院に送致されている年長少年の約半数が起訴猶予となり、4分の1が執行猶予となると予測される。少年院では、一定期間身体を拘束し、少年を更生させるための働きかけを24時間行うものであり、再犯防止のための最も強力な教育活動である。少年法における成人年齢が引下げられれば、これらの少年は、実質上ほとんど何の指導・支援もなく、生活を続けることになる。

また、約4分の1は少年刑務所に収容されることになる予測されるが、少年刑務所では、個別的な処遇の実施が一定程度強調されるようになってはいるが、基本的には労働をすることが中心であり、更生のための個別的な取り組みや、生活態度、歪んだ認知を改めさせるような積極的な働きかけもほとんどなされていない。現行制度では少年院送致がなされていた少年について、国による更生のための指導・支援を大幅に撤退する施策をとることになる。

また、犯罪結果が重大な事件についても、いわゆる「原則逆送」規定がある中でも、これまでは特に保護処分が必要として少年院送致決定等がなされてきた。裁判所において保護処分を行う特段の事情があると判断され、かかる審理がなされていたが、今後は、健全育成、再犯防止のために、保護処分を行う特段の事情があると考えられるケースも、少年刑務所に送られることになる。

(オ) 少年法の適用年齢が18歳未満とされれば、これまでぐ犯で処理されていた年長少年については全く対応ができなくなる（平成18年にぐ犯で処理された年長少年は全部で47人）。先にも指摘したとおり、調査官による調査制度（含む試験観察制度）、鑑別所による鑑別等、少年の更生に向けたさ

まざまな取り組みがなされなくなる。

#### イ 法制度整備の必要

以上のとおり，少年法の適用年齢が18歳未満とされれば，犯罪を犯した多数の年長少年について，更生に向けた国からの指導・支援がなされなくなり，「自己責任」のもと，社会で生活を送らざるをえないことになる。少年の更生や再犯防止のための取り組みの重要性が叫ばれる中で，それと逆行する施策となってしまうことになる。

また，ごく限られた一部の少年については，これまで1年以内の少年院処遇を受けていたのが，長期の刑務所での生活を送ることになるが，現在の少年刑務所と少年院での処遇の実情からすれば，これにより少年の更生，再犯防止が強化されるとは到底考えられない。

したがって，民法の成年年齢を引下げるにあたっては，刑事手続に関して，現行少年法と同様の若年成年者に対する保護主義に基づく法制度を整備することが不可欠である。

### (3) 子が20歳に達するまでの親の養育費負担の義務化等，若年成年者が社会的自立を果たすために必要な法制度あるいは法運用を整備すること

#### ア 福祉・教育制度の充実

現代の日本では，中学校卒業者の高等学校等進学率は97.8%であり，義務教育終了後，多くの者が就職をせず高校に進学している。民法の成年年齢を18歳に引下げると，全日制高校に通う生徒でも早い者では高校3年生の4月に成年となることから，これらの者が高校卒業まで安心して学業に専念できる環境の整備が不可欠である。

また，前述したように児童福祉法が，原則18歳までの施設入所や里親委託等の措置を20歳まで延長できるとしていることから分かれるとおり，現在の日本の社会において，18歳で社会的・経済的自立を図ることは容易ではない。

したがって，民法の成年年齢を引下げるにあたっては，福祉や教育制度の充実が不可欠である。

#### イ 20歳までの養育費の義務化

(ア) 男女共同参画社会の実現をめざし，様々な取り組みが行われているものの，男女賃金格差は一向に改善されないばかりか，女性労働者の不安定雇用が増大し，とりわけ母子家庭の貧困化が進んでいる。

現在，離婚において，母が親権者になる割合は約9割である（司法統計年

報家事編離婚調停成立又は24条審判事件のうち未成年の子の処置件数)。しかし、母子家庭の平均所得は年約230万円で、一般世帯のおよそ3分の1にすぎない(厚生労働省国民生活基礎調査)。

調停や審判で決めた場合ですら、養育費がきちんと支払われないことが多いのは周知の事実であるが、それでもなお、母子家庭にとり、養育費は必要不可欠な収入源なのである。

(イ)このような状況で、仮に民法成年年齢が引下げられ、これに伴って養育費の支払期間が短縮するのであれば、とりわけ母子家庭の母子に回復困難な悪影響を及ぼすことが強く危惧される。

即ち、仮に成年年齢を18歳に引下げられたことにより、離婚時や非婚における非親権者・非監護者である親の子に対する養育費支払義務期間も、「20歳」から「18歳」に引下げられた場合、その結果は、母子家庭を直撃し、ただでさえ経済的に困窮している母子家庭を、さらに苦境に追いやることは必至である。

(ウ)子は次世代を担うものである。子の教育を受ける権利は、親の経済状況などに関わりなく等しく尊重されねばならず、これは社会的責任である。しかし、実際には、特に高等教育にあっては、奨学金など公的助成制度が極めて不十分であるため、授業料その他の費用負担は、親の経済力に依存せざるを得ない状況にある。そのため、親が経済的に困窮している場合に、子は高等教育を受けることが困難となる。

(エ)したがって、民法の成年年齢を引下げるにあたっては、20歳までの養育費を義務化する法制度を整備することが不可欠である。

### 第3 付論

1 成年年齢の引下げの如何にかかわらず，親権者による親権の不適切な行使から子どもを救うために法改正が必要であることは，従来から当連合会が指摘しているところである。

すなわち，2003年5月30日付「児童虐待防止法制における子どもの人権保障と法的介入に関する意見書」で述べた意見のうち，以下の法改正を早期に実現することを求める。

- (1) 民法を改正して，裁判所が親権の一時もしくは一部の停止をなし得る制度を導入すべきである。
- (2) 民法を改正して，親族が自己を監護者に指定するよう申し立てる制度を設けるべきである。
- (3) 民法を改正して，親権制限制度における子どもの申立権を認めるべきである。
- (4) 機関や団体が未成年後見人となることができるようにすべきである。
- (5) 児童福祉法の適用を満20歳未満にまで引き上げるべきである。
- (6) 児童福祉法を改正して，裁判所が親に対する支援指導として，一定の作為不作為を命令あるいは勧告する制度を導入すべきである。

2 また，成年年齢の引下げの如何にかかわらず，婚姻年齢の男女差別を撤廃すべきであることは，平成8年2月26日法制審議会総会決定「民法の一部を改正する法律案要綱」に示されているところであり，そのための法改正を早期に実現することを求める。

以 上